

特別遺族弔慰金（環境省所管・非労働者対象）の請求期限について

- 石綿健康被害救済法の施行日（平成18年3月27日）の前に石綿による疾病で死亡した非労働者の遺族を対象とした特別遺族弔慰金の請求期限については、平成18年の石綿健康被害救済法施行以降、これまで2回議員立法で期限延長のための法改正（平成20年、23年）を行っており、今回の法改正前の請求期限は令和4年3月27日となっていた。

特別遺族給付金（厚労省所管・労働者等対象）の請求期限等について

- 石綿による疾病で死亡した労働者等の遺族であって、労災保険の遺族補償給付（年金・一時金）請求権を時効（5年）により失った遺族を対象とした特別遺族給付金の請求期限については、平成18年の石綿健康被害救済法施行以降、これまで2回議員立法で期限延長及び支給対象となる労働者等の範囲拡大のための法改正（平成20年、23年）を行っており、今回の法改正前の支給対象は平成28年3月26日までに死亡した労働者等の遺族、請求期限は令和4年3月27日となっていた。

【経緯】

平成18年制定（閣法）	請求期限は、施行日から3年（H21.3.27）
平成20年改正（議員立法）	請求期限を3年延長し、施行日から6年（H24.3.27）
平成23年改正（議員立法）	請求期限を10年延長し、施行日から16年（R4.3.27）

※特別遺族弔慰金（支給対象は死亡した非労働者の遺族）の給付内容は、280万円

※特別遺族給付金（支給対象は平成28年3月26日までに死亡した労働者の遺族）の給付内容は、特別遺族年金として330～240万円/年、又は特別遺族一時金として1,200万円

- 特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金について、近年は申請件数がそれぞれ年間15件程度（うち認定10件程度）、40件程度（うち認定20件程度）であった。



- 本年5月に、議員立法により石綿健康被害救済法の一部改正を行い、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を10年延長し法施行日から26年（令和14年3月27日）までとした。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、 石綿による健康被害に対する隙間のない救済の実現に向け、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済措置の内容について、改めて効果的な広報を行い周知の徹底に努めること。また、本法に基づく特別遺族弔慰金等の支給の請求期限の延長及び特別遺族給付金の対象者の拡大によって対象となると見込まれ者に対しては、丁寧な情報提供を行うこと。
- 二、 国は、石綿による健康被害者に対して最新の医学的知見に基づいた医療を迅速に提供する観点から、中皮腫に効果のある治療法の研究・開発を促進するための方策について石綿健康被害救済基金の活用等の検討を早期に開始すること。
- 三、 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済制度が、個別的因果関係を問わずに重篤な疾病を対象としていることを踏まえ、労働者災害補償保険法において指定疾病とされている良性石綿胸水、また、石綿肺合併症についても、指定疾病への追加を検討すること。
- 四、 石綿にばく露することにより発症する肺がんについては、被認定者数が制度発足時の推計を大幅に下回っている現状を踏まえ、認定における医学的判定の考え方にばく露歴を活用することなどについて検討すること。
- 五、 既に前回の施行状況の検討から五年が経過していることを踏まえ、本法附則の規定による見直しのほか、改正後の法律について、速やかに施行状況の検討を実施すること。その際、療養者の実情に合わせた個別の給付の在り方、療養手当及び給付額の在り方、石綿健康被害救済基金及び原因者負担の在り方等についても検討を行うこと。

右決議する。